

だい しょう だい き けい かく ひょう かく
第3章 第6期計画の評価

<p>基本目標</p>	<p>I. 分野を超えた地域包括ケアシステムの構築</p>
<p>取組概要</p>	<p>「地域共生社会の実現」を目指し、分野を超えた地域包括ケアシステムの構築に向けて、医療関係者や各種支援関係者も参画した上で、旭川圏域も見据えた地域資源も活用した多角的な視点での協議を行います。</p>
<p>成果目標</p>	<p>「地域共生社会の実現」を目指し、令和5年度までに、分野を超えた地域包括ケアシステムの構築に向けて、各分野における関係者による協議の場を設置します。特に医療機関や町外の支援機関との連携を強化するため、医療関係者や各種支援関係者の参画を図り、旭川圏域も見据えた地域資源も活用した多角的な視点での協議を行います。</p>
<p>成果目標 達成に向けた 取り組み</p>	<p>ア. 自立支援協議会や生活支援・介護予防体制整備推進協議体において、地域包括ケアシステムの構築について協議の場を設置します。 イ. 「分野を超えた地域包括ケアシステム」の構築を目指すため、構成要素ごとのシートを活用して整理します。 ウ. 鷹栖町内の地域資源だけではなく、旭川圏域の地域資源も活用するため、協議の場への関係者の参画を図ります。</p>
<p>取組に対する 実績</p>	<p>ア. 自立支援協議会全体会において協議の場を設置。計画期間内においては2回の協議を実施しました。 イ. 「現在行っている取組、課題、取り組むべきこと」に分けて、構成要素ごとのシートを作成しました。 ウ. 1回目に実施した協議の場において、旭川市の相談機関に参画していただき、構成要素ごとのシート作成に助言をいただきました。</p>
<p>評価・ まとめ</p>	<p>自立支援協議会全体会において、協議の場を設置するとともに、構成要素ごとのシートの作成も行い、取り組むべきことについても整理することができましたが、医療関係や協議会委員以外の関係機関の参画については、十分な実績を上げることができていません。 今後については、取り組むべきことをベースにした具体的な目標の設定と、目標達成に向けた取組状況について検証を行うために、「取組状況チェックシート」や「構成要素ごとの成果確認シート」により、PDCAサイクルの手法を活用した評価を実施することが望ましいと考えます。</p>

<p>基本目標</p>	<p>Ⅱ. 地域生活支援体制の強化・充実</p>
<p>取組概要</p>	<p>地域支援機能の「面的整備」の更なる強化を図るため、地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のために運用状況を評価・検証します。</p>
<p>成果目標</p>	<p>令和5年度末までに、地域支援機能の「面的整備」の更なる強化を図るため、地域生活支援拠点等の機能の充実のために年1回以上は運用状況を評価・検証します。</p>
<p>成果目標達成に向けた取り組み</p>	<p>ア. 拠点等の整備充実に向けて、障がい者の地域生活に係る課題等を関係者間の打合せ等により適宜把握し、地域のニーズや課題に応えられているか、必要な機能の水準や充足は図られているか継続的に検証・検討を行います。</p> <p>イ. 地域生活支援拠点等の整備に当たっては、基幹相談支援センターを中心に自立支援協議会での検討及び各サービス等事業所との連携を図ります。</p> <p>ウ. 現時点で地域に不足する社会資源（短期入所、医療的ケア・重度障がい者の対応が可能な事業所）について、利用者のニーズを十分に満たす事業所数を確保（部屋等の確保含む）しておくことが課題です。この課題を解決するために、地域での生活を希望している障がいのある方の数やニーズを個別のアウトリーチによる方法や地域の関係機関とも情報を共有し、必要な検討を続けていきます。また、必要に応じて近隣市町との連携も図ります。</p>
<p>取組に対する実績</p>	<p>ア. 第6期計画のスケジュールに基づいて、自立支援協議会部会で拠点等の整備充実に向けて検討を実施しました。</p> <p>イ. 緊急時の対応について自立支援協議会部会で検討し、地域生活支援事業におけるショートステイ事業の制度改正を行いました。住まいに関しては、要配慮者に対するセーフティーネット住宅の整備、体験の機会については、既存サービスの体験利用等の有効活用などについて協議を行いました。</p> <p>ウ. 個別ケースの検討及びアンケート調査実施によりニーズを把握しています。</p>
<p>評価・まとめ</p>	<p>計画期間の3箇年で、「居住支援機能」「緊急時の受入・対応」「体験の機会・場の提供」「地域の体制づくり」「専門性の確保」の6点について協議を行うことができました。</p> <p>協議を進める中で特に課題となっていた「緊急時の受入・対応」については、地域生活支援事業におけるショートステイ事業の制度改正を行うことにより、必要に応じて対応できる体制強化を図ることができました。</p> <p>一方で、運用状況の評価検証は実施することができておらず、生活支援拠点等の機能充実に向けた取り組みの整理を行うためにも、地域包括ケアシステムの構築とも連動した評価検証を行った上で、更なる強化を図る必要があると考えます。</p>

<p>基本目標</p>	<p>Ⅲ. 相談支援体制の連携強化</p>
<p>取組概要</p>	<p>生活福祉相談センターによる相談窓口の一元化を継続するとともに、基幹相談支援センター機能の見直しを進め、より充実した相談体制の整備を図ります。</p>
<p>成果目標</p>	<p>生活福祉相談センターによる相談窓口の一元化を継続するとともに、相談の交通整理を行うことで、基幹相談支援センターの機能として適切な対応ができるよう都度見直しを図り、より充実した相談体制の整備を図ります。</p>
<p>成果目標達成に向けた取り組み</p>	<p>相談支援の関係機関の調整については、必要に応じて地域包括支援センター等と連携するなどの相談窓口の一元化を実施し、地域の相談体制を総合的に検討する場を設けます。</p> <p>また、身近な窓口や専門的な相談機関としても求められることから、ワンストップで適切な関係機関に必ずつながるよう、引き続き関係機関間での連携強化を図るとともに、個々のニーズに合わせたアウトリーチを実施します。</p> <p>住民が安心して地域で暮らし続けることができるよう、相談支援専門員と町の障がい担当者が定期的にサービス利用状況の確認を行う場を設け、サービス利用の適正化や利用者との一層の信頼関係を醸成します。</p>
<p>取組に対する実績</p>	<p>相談支援の関係機関の調整については、地域生活支援事業における障害者相談支援事業を町から受託する事業者と毎月の打合せを実施しました（R5.12月時点において19回実施済）。</p> <p>令和3年度から重層的支援体制整備事業を実施しており、この中の「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」において対象者リストを作成し、必要に応じて定期的に訪問等を実施しました。</p> <p>サービス利用の適正化に向けた取り組みについては実施できませんでした。</p>
<p>評価・まとめ</p>	<p>障害者相談支援事業の受託事業者との定例打合せを実施することにより、相談体制における役割の明確化や、連携体制の強化は図られていると評価できます。</p> <p>また、令和5年度からは障がい分野に限らず、高齢分野、児童分野も交えた「事例検討会」を実施しており、個別ケースを通して、支援者一人では気付けないような視点や手法を参加者全員が気付き、学ぶ機会となっており、今後も継続して実施することで相談員のスキル向上を図ることができると考えます。</p> <p>アウトリーチについては、対象者との関係性を構築することが目的であるため、重層的支援体制整備事業で継続して実施することが望ましいと考えます。</p> <p>サービス利用の適正化については、利用者自身の望む生活を叶えるためにも、利用者目線の「本人中心支援」を意識したプランとなっているか、また、インフォーマルサービスの活用や「意思決定支援」の視点等も盛り込まれているのかを相談支援専門員だけでなく、町の障がい福祉担当者も振り返って検証する必要があります。</p>

<p>基本目標</p>	<p>IV. 就労支援施策の推進</p>
<p>取組概要</p>	<p>障がい者本人の特技や特性を最大限に生かし、かつ希望どおりの就労が叶う支援体制の構築を目指すとともに、農福連携の推進のほか、商工業者との連携についても検討します。</p>
<p>成果目標</p>	<p>障がい者本人の特技や特性を最大限に生かし、かつ希望どおりの就労環境を実現するため、インフォーマルなサービスも含めた就労支援体制の構築を目指します。また、引き続き、地域住民、サービス事業所、関係機関等と連携や情報共有を図り、農福連携の推進のほか、商工業者との連携についても検討します。</p>
<p>成果目標達成に向けた取り組み</p>	<p>ア. 就労の希望があった場合に迅速に対応できるよう引き続き関係機関との連携を図るとともに、町内企業や学校に対して障がい者雇用の状況や考え方など、情報収集に努めます。 イ. 障がい者の能力等の把握について、適切なサービス利用につなげるため相談支援事業所、就労関係事業所と情報共有を行います。 ウ. 農業分野だけではなく、商工分野とも庁内で情報共有し、自立支援協議会等において各担当職員も参画し、取組内容について協議します。</p>
<p>取組に対する実績</p>	<p>ア. 当事者から就労の希望があった場合には、関係機関と連携しながら支援を実施していますが、町内企業等に対しての情報収集はできませんでした。 イ. 必要に応じて、相談支援事業所や就労関係事業所との情報共有を行い、適切なサービス利用につながるよう連携を図っており、当事者の能力評価については、障害者職業センターの職業評価の活用も可能です。 ウ. 農福連携については、旭川市内の就労継続支援事業所と町内農業者との個別マッチングを実施するとともに、町内の生活介護事業所の日中活動としてパークゴルフ場において、地域住民が生産した農産物を販売する機会を創出しました。</p>
<p>評価・まとめ</p>	<p>計画期間内の取り組みによって、障がい福祉担当と農業振興担当が連携した農福連携の推進体制が構築されたと評価することができます。</p> <p>一方で、障がい者自身への配慮やサポートなどについて十分な対応をすることが難しい事業者が多く、就労関係事業所とのマッチングに限られているため、ジョブコーチの活用や、更なる作業の切り出しによる作業を担える障がい人材を拡充することが求められています。</p> <p>また、個人事業主の多い鷹栖町において、商福連携が難しいことが想定されますが、まずは事業者のニーズや課題を把握することが重要であり、そのための取り組みとその先につなげていく必要があると考えます。</p>

<p>基本目標</p>	<p>V. 発達障がいも含めた障がい児支援の強化</p>
<p>取組概要</p>	<p>子育て世代包括支援センターを核とし、児童虐待や家庭で抱える課題解決のため、関係機関との連携を強化し、必要時に迅速に対応できる支援体制の構築と人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（以下「医療的ケア児」という。）等が安心して暮らし続けられる地域づくりを行います。</p>
<p>成果目標</p>	<p>子育て世代包括支援センターを核とし、児童虐待防止や家庭で抱える課題解決のため、保育園、幼稚園、学校等との連携を強化し、必要時に迅速に対応できる支援体制を目指します。また、保健師や医療機関等と連携を図りながら医療的ケア児等が安心して暮らし続けられる地域づくりを行います。</p>
<p>成果目標達成に向けた取り組み</p>	<p>ア. 子育て世代包括支援センターで子育てに関して相談対応を行うとともに、各関係機関と連携した支援体制を継続していきます。また、就学時の小学校への引継ぎ等に鷹栖町子育てリレーファイル「あったかすまいる」を活用し、各学校等と児童に対する支援、情報を共有する場を作ります。</p> <p>イ. 集団療育や支援者の学ぶ場の創出、困りごとを抱える親同士のつながりなど、困り感を抱える子どもに対する支援のあり方について、自立支援協議会などを活用して協議する場を設置します。</p> <p>ウ. 保育所等訪問支援のサービス利用時の児童の様子など、集団生活での支援の在り方等について、相談支援事業所と情報共有を図り、より良い支援へとつなげていきます。</p> <p>エ. 医療的ケア児等の相談・支援に対応できるよう自立支援協議会内に医療的ケア児等に係る協議の場を設置し、必要時に保健師や医療機関も参画した上で、協議できる体制を整備します。</p>
<p>取組に対する実績</p>	<p>ア. 子育て世代包括支援センターにおいて、子育てに関する総合的な相談対応を実施するとともに、子ども家庭支援員（兼スクールソーシャルワーカー）を配置して、教育と福祉の円滑な連携ができる環境を構築しています。「あったかすまいる」については、保育園や学校現場で活用しつつ、より良いツールとするために自立支援協議会子ども部会において、継続して検討を進めています。</p> <p>イ. 自立支援協議会子ども部会において、発達支援に関する協議の場を設置。計画期間中に3回の協議を実施。保護者の障がい受容や障害児通所サービスにつながるまでの「ゆらぎ」を受け止める「発達支援センター」の設置に向けた検討を行いました。</p> <p>ウ. 個別ケースを介して支援の在り方を検討することはありませんでしたが、発達支援に関する協議の場において、近年の幼児の様子も鑑みて支援の在り方等について検討を行いました。</p> <p>エ. 自立支援協議会子ども部会において、医療的ケア児等に係る協議の場を設置。計画期間中に3回の協議を実施するとともに、鷹栖町をサービス提供エリアとしている訪問看護ステーションにヒアリングを行いました。</p>

<p>ひょうか 評価・ まとめ</p>	<p>令和2年度より設置している子育て世代包括支援センターは、保健師、助産師、社会福祉士といった専門職を配置し、教育部局との連携も図れており、子育てに関する総合的な相談窓口として機能しています。</p> <p>困り感を抱える子どもに対する支援のあり方については、自立支援協議会子ども部会においてその必要性や機能について協議しており、発達支援センターの設置に向けて準備を進めており、発達に関する支援体制については強化が図られると期待されます。</p> <p>「あったかすまいる」については、平成27年度にツールとして導入されて以降、特に乳・幼児期において活用されてきましたが、年数が経過するにつれ、ツールの存在自体を知らない支援者が少なからず現れている現実もあり、今後については関係者がより良いツールとして有効に活用できるものにブラッシュアップする必要があります。</p> <p>医療的ケア児への支援については、協議の中で学校現場等において実際に受け入れる際の課題や懸念材料について整理をすることができました。現時点において、実例になり得るケースもあることから、保育現場や学校現場において、受け入れることのできる準備を進めていくことが必要だと考えます。</p>
-----------------------------	---